瀬谷駅北口駅前広場から旧上瀬谷通信施設地区における緑花による装飾および育成業務委託に係るプロポーザル実施要領

（趣旨）

第１条　瀬谷駅北口駅前広場から旧上瀬谷通信施設地区における緑花による装飾および育成業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要・基本計画等

(2) プロポーザルの手続き

(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

(1) 業務実績

(2) 予定技術者の経歴等

(3) 当該業務の実施方針

(4) 当該業務に関する具体的な提案

(5) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実績等

(2) 業務実施方針の妥当性・実現性等

(3) 提案内容の妥当性・実現性等

(4) ワークライフバランスに関する取組等

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第５条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の集計及び報告

(3) ヒアリング

２　評価委員会に委員長及び副委員長を置き、その他委員は次のとおりとする。

委員長　　脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷交通整備部長

副委員長　脱炭素・GREEN×EXPO 推進局技術監理課長

委員　　脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画部長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長

瀬谷区区政推進課長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席がなければ開くことができない。

５　委員長は、評価結果を脱炭素・ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ推進局第一入札参加資格審査・業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）に報告するものとする。

６　委員が欠席した場合の取り扱いについては、提案書評価基準の評価方法によるものとする。

（評価結果の審査）

第６条　選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和８年８月 26 日から施行する。